情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業の委託等について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託、再委託)

(担当部課:健康部医療保険年金課)

事業の概要

	<u> </u>
事業名	① 生活習慣病治療中断者への受診勧奨 ② 受診行動適正化事業の委託等について
担当課	医療保険年金課
目的	① 生活習慣病治療中断者に対し、医療機関への受診勧奨を実施し、重症化を予防することで QOL(生活の質)を維持向上させ、健康寿命の延伸と高額医療費の抑制を図る。② 多受診者(重複受診者・頻回受診者・重複服薬者)及び併用禁忌薬剤使用者へ指導等を行うことで適正な受診行動に導くほか、高額医療費の抑制を図る。
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者のうち、
	① 生活習慣病 (糖尿病・高血圧症・脂質異常症) 治療中断者② 多受診者 (重複受診者・頻回受診者・重複服薬者) 及び併用禁忌薬剤使用者
事業内容	1 事業概要 区では、KDBシステムに係る健診・医療・介護情報を目的外利用し、業務委託(再委託)により、レセプト・特定健康診査等のデータ分析を行ったうえで、新宿区国民健康保険データ ヘルス計画(以下「データヘルス計画」という)及び第三期特定健康診査等実施計画を策定した(平成28年度第3回、同年度第7回及び平成30年度第8回本審議会承認・了承事項)(参考46-1参照)。 データヘルス計画において実施することとされた、以下の事業については、レセプトに記載
	されたすべての傷病名と診療行為を正しく結び付け、傷病毎の医療費を算出し、事業対象者を正確に抽出する必要がある。そのため、事業を効果的かつ効率的に推進するために、専門知識を有する事業者への業務委託(再委託)を行うこととする。
	① 生活習慣病治療中断者への受診勧奨 生活習慣病は一度発症すると治癒することは少ないため、病状悪化の防止が重要であり、定期的な診療と継続的な服薬が求められる。しかし、生活習慣病となった患者の中には服薬を適切に行わないケース、定期的な診療を自己の判断により止めてしまうケースがある。疾病があるにもかかわらず、治療を中断してしまうことは、被保険者にとって、後に生死にかかわる事態となり、又、高額レセプトが発生する要因となる。 区では、生活習慣改善に向けた支援の強化や生活習慣病重症化予防事業に取り組んでいるが、今回新たに、生活習慣病治療患者のうち、治療を中断している可能性がある被保険者に対し、医療機関への受診勧奨を実施する。
	② 受診行動適正化事業 複数の医療機関や薬局を利用している多受診者(重複受診者・頻回受診者・重複服薬者)は、個々の医療機関や薬局で患者の状況を把握しにくく、薬の重複服薬等による健康被害が生じる恐れがある。また併用禁忌薬剤の使用がある場合は、副作用により患者に重大な影響を与える可能性がある。これらは医療費高額化の要因にも繋がることから、患者の健康管理や医療に対する意識を深め、適正な受診行動に導く必要がある。このため、適切な情報の提供や専門家による指導を実施する。
	 2 対象者数 ① 生活習慣病治療中断者への受診勧奨 対象者数:200人 ② 受診行動適正化事業 - 重複受診・頻回受診・重複服薬 対象者数:100人 - 薬剤併用禁忌防止 対象者数:50人
	※個人情報の流れは、資料 4 6 — 1 のとおり

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う 委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 生活習慣病治療中断者への受診勧奨、受診行動適正化事業の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	生活習慣病治療中断者への受診勧奨、受診行動適正化事業
委託先	株式会社データホライゾン (特命随契により契約予定)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目 (だれの、 どのような項目か)	資料46―2のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(CD-R及び紙、委託先のパソコン)
委託理由	対象者抽出、医療機関への受診勧奨及び指導の実施にあたっては、専門知識を有するほか、レセプトの中から傷病ごとの医療費を正確に把握し傷病名、診療行為、医薬品の組み合わせによるレセプト分析を行うことが可能な上記事業者に委託して実施することで、事業対象者を正確に抽出した上で効率的に業務を行うことが可能となるため本業務を委託する。
委託の内容	 レセプトデータの分析・対象者抽出 レセプトデータを分析のうえ、事業毎の対象者を抽出する。 候補者リスト作成 抽出された対象者についてリスト化を行う。 通知作成・送付及び再委託先へのリスト提供 候補者リストから選択された対象者に事業毎の通知を作成・送付する。また 候補者リストを再委託先へ提供する。 効果分析及び効果測定報告書の作成 受診状況等より効果を分析し、効果測定報告書を作成する。
委託の開始時期及び期限	令和2年4月1日(予定)から令和3年3月31日まで(次年度以降も、 同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び個人情報保護法ガイドライン(通則編)の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には「特記事項(別紙2)」を付す。 3 受託者は、区から提供を受けたデータ及び紙について、契約期間終了まで厳重に管理をし、委託業務の実施上不要となった場合は、速やかに区に返還するよう要求する。 4 区職員が、定期的な立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 5 区は、効果測定報告書関連のデータを受託者より受け取った後、受託者

- に個人情報が記載されたデータ及び紙を廃棄させ、廃棄したことの証明 書を提出するよう要求する。
- 6 委託先に提供する「データ分析」用のレセ電コード情報等については、 徹底して匿名化作業を行い、個人情報を識別できないようにする。
- 7 データ分析後の候補者リストをデータ及び紙で委託先及び再委託先へ提供する際には、委託業務を行うことが可能となる必要最小限の情報のみを提供するものとする。

【システム上の対策】

- 1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム(ファイルサーバー等)へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。
- 2 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、データを暗号化する。

【運用上の対策】

- 1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。
- 2 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。
- 3 区が提供する CD-R 及び紙は、委託先に直接引き取らせ、効果測定報告書の提出後、返却させる。
 - ※再委託先に提供する場合も同様に再委託先に直接引き取らせ、効果測 定報告書の提出後、返却させる。
- 4 CD-R 及び紙の運搬は、鍵付ケースに入れ、運搬するなどの措置を講じさせる。
- 5 効果測定報告書提出後、個人情報が記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させる。

【システム上の対策】

- 1 入退室管理システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム (ファイルサーバー等) へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。
- 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード 等によりパソコンの利用認証を行わせる。
- 3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。
- 4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。
- 5 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを 施し、データを暗号化させる。

受託事業者に行わせる情報保護対策

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの(以下「再委託先」という。)に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
 - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

- イ 新宿区個人情報保護条例(平成17年新宿区条例第5号)第43条(個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪)、第44条(不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪)の罰則の適用があること。
- 12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。
- 13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

(資料等の返還等)

- 14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (**監査等**)

- 18 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 19 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 20 乙は、第18項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施する とともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 乙は、第1項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(基本的事項)

1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区の実施機関
 - ※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、 新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (**監査**)
- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第 19 項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙 又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

<u>件名</u>生活習慣病治療中断者への受診勧奨、受診行動適正化事業(一部)の再委託 <u>について</u>

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	生活習慣病治療中断者への受診勧奨、受診行動適正化事業
委託先(再委託先)	【委託先】株式会社データホライゾン (特命随契により契約予定) 【再委託先】現時点では未定
	【対象者に係る情報項目】 共通情報:被保険者氏名(カナ)、性別、年齢、電話番号 ① 生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業 医療機関受診情報:医療機関受診有無、生活習慣病レセプト判定(糖尿病、高血圧、脂質異常症、最終受診日、受診頻度
再委託に伴い事業者に処 理させる情報項目 (だれ の、どのような項目か)	
	(薬剤併用禁忌防止) 受診医療機関数、利用薬局回数、かかりつけ薬剤師数、薬剤種類、長期服用、 医療機関名、かかりつけ薬剤師有無、薬局名、薬剤種類(数)、長期服用(数)、 併用禁忌薬剤情報
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(CD-R及び紙、再委託先のパソコン)
再委託理由	委託内容のうち、電話指導及び問い合わせ対応については、委託事業者では専門職の確保が難しいことから、知識を有する専門職がおり、保健指導のノウハウを有する事業者へ再委託を行うことで事業の適切かつ効率的な実施が可能となるため、本業務を再委託する。
再委託の内容	 対象者への電話指導 委託先より受領した候補者リストを元に電話指導を行う。 対象者からの問合せ対応 対象者に送付された通知による問合せ対応を行う。

	3 電話指導実施報告書の作成
	電話指導及び問合せ内容についての報告書を作成する。
再委託の開始時期及び期	令和2年4月1日 (予定) から令和3年3月31日まで (次年度以降も、
限	同様の再委託を行う。)
124	【運用上の対策】
再委託にあたり区が行う 情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び個人情報保護法ガイドライン(通則編)の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には「特記事項(別紙2)」を付す。 3 区職員が、定期的な立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 4 委託先から引き渡しを受けたCD-R及び紙は、契約期間終了まで厳重に管理をし、委託業務の実施上不要となった場合は、速やかに区に返還するよう要求する。 5 指導実施報告書の提出後、個人情報が記載された紙の廃棄及びデータの
	3 指导 実施報音 の 定面後、個人情報が記載された 就の 発来及の 1 一タの 消去を 完了させ、区に消去したことの 証明書を提出させるよう要求する。 【システム上の対策】
	1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、再委託先のシステム(ファイルサーバー等)へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。
	2 電磁的媒体 (CD-R) の取扱いにおいては、第三者漏えいがないよう パスワードを施し、データを暗号化する。
	【運用上の対策】
	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。
	2 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。
	3 委託先から提供する CD-R 及び紙は、再委託先に直接引き取らせ、効果測 定報告書の提出後、返却させる。
	4 CD-R 及び紙の運搬は、鍵付ケースに入れ、運搬するなどの措置を講じさせる。
	5 指導実施報告書御提出後、個人情報が記載された紙の廃棄及びデータの 消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させる。
東亜紀東米老に伝われて	【システム上の対策】 1 入退室管理システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム (フ
再受託事業者に行わせる 情報保護対策	1 人退室管埋システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム (ファイルサーバー等) へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。
	2 再委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。
	3 再委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの 情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を
	講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。
	4 ログ監視ソフト等により、再委託先のパソコンのログを収集、管理し、 情報漏洩等事故防止策を徹底させる。
	5 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを
	施し、データを暗号化させる。

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの(以下「再委託先」という。)に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

- ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的 に利用してはならないこと。
- イ 新宿区個人情報保護条例(平成17年新宿区条例第5号)第43条(個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪)、第44条(不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪)の罰則の適用があること。
- 12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。
- 13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

(資料等の返還等)

- 14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (**監査等**)

- 18 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 19 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 20 乙は、第18項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 乙は、第1項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(基本的事項)

1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区の実施機関
 - ※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、 新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (監査)
- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第 19 項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙 又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。